

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を

改正する法律案（閣法第二七号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在外公館に勤務する外務公務員の子教育手当の加算について改定する。
- 二、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアルマテイからアスタナに変更する。
- 三、在重慶及び在カルガリーの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 五、研修員手当の支給額を改定する。
- 六、在カンザシテイ、在エドモントン及び在パリの各日本国総領事館を廃止する。
- 七、この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアスタナに改める部分並びに在重慶、在カンザシテイ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総

領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。